# 吸収分割に係る事後開示書面

（吸収分割会社：会社法第 791 条第１項及び会社法施行規則第 189 条に定める書面）
（吸収分割承継会社:会社法第 801 条第３項及び会社法施行規則第 201 条に定める書面）

令和８年１０月１日

株式会社ミツウロコグループホールディングス
株式会社ミツウロコスポーツ

令和８年１０月１日

吸収分割にかかる事後開示事項

東京都中央区京橋三丁目１番１号
株式会社ミツウロコグループホールディングス
代表取締役社長　田島　晃平　（印）

神奈川県横浜市西区北幸二丁目２番１号
株式会社ミツウロコスポーツ
代表取締役社長　田島　晃平　（印）

株式会社ミツウロコグループホールディングス（以下、「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社ミツウロコスポーツ（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、2026 年 8 月 17 日付けで締結した吸収分割契約に基づき、同年 10 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社が保有するハマボールビルディング（神奈川県横浜市西区北幸二丁目２番１号）内の温浴施設「横浜天然温泉 SPA EAS（スパイアス）」及びボウリング施設「ハマボール」にかかる内装設備、機械装置、機器備品その他の資産の一部及びこれにかかる権利義務（以下、「本件資産」といいます。）を吸収分割承継会社に吸収分割（以下、「本分割」といいます。）により承継させました。

つきましては、法令の定めに従い、本書面を備え置くこととします。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2026 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社（株式会社ミツウロコグループホールディングス）における法定手続きの経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

本分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、株主に差止請求は認められておりません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第 785 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第 785 条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 8 月 21 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社（株式会社ミツウロコスポーツ）における法定手続きの経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 8 月 21 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日をもって、吸収分割会社から本件資産を引き継ぎました。吸収分割会社から引き継いだ資産及び負債の額は次のとおりです

承継資産額（2026 年 8 月末日時点の概算値） 1,793,505,206 円

承継負債額（2026 年 8 月末日時点の概算値） 0 円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2026 年 10 月 1 日（予定）

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以 上